

令和4年度 第3回 立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会会議概要

会議名称	第3回 立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会
開催日時	令和5年1月27日(金) 午後1時30分～午後2時30分
開催場所	立川市役所 101会議室
次 第	開会 1. 条例の見直しについて<資料1・資料2・資料3> 2. 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について<資料4・資料5> 3. 特定相談の対応状況報告について 4. 今後のスケジュールについて<資料6> 5. その他連絡事項等<資料7> 閉会
出席者	[委 員]西山委員、島村委員、児玉委員、玉川委員、野々委員、小澤委員、原子委員、山本委員、伊佐間委員、浅見委員、長谷川委員、高橋委員、吉川委員、佐藤委員 (敬称略、順不同) [事務局]茅沼障害福祉課長、杉浦障害福祉推進係長、井上障害福祉第二係長、蜂谷主事
欠席委員	星野委員、大野委員、朝野委員、奥山委員、桑田委員、島田委員
会議資料	<資料1> 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例 <資料2> 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例_逐条解説(案) <資料3> パブリックコメントの実施状況と結果について <資料4> 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について <資料5> 市民等啓発事業・やさしいまちの取組のチラシ <資料6> 令和5年度障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会開催スケジュール(案) <資料7> 障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業給付金のご案内 <資料> 障害者への合理的配慮等に関する事例集(感染症対策編)(発行:東京都福祉保健局)

開会

1. 条例の見直しについて<資料1・資料2・資料3>

[事務局説明]

前回の会議後の進捗と今後のスケジュールについて確認と報告。

令和4年9月26日から令和4年10月19日までパブリックコメントを実施し、2名から計3件ご意見をいただいた。内容は資料3のとおり。その後庁内の会議を経て、協議会案からの変更なく改正議案を提出。令和4年12月6日に可決し、同月7日公布された。施行日は、令和5年4月1日。今後は、令和5年3月8日に商工会議所の常議員会で報告や広報誌・ホームページ等への掲載を予定している。来年度以降は、毎年度第1回の協議会でこの条例の法制度・社会情勢との適合性を確認していきたい。

[質疑・意見等] 特になし。

[決定事項] 報告のとおり承認。

2. 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について<資料4・資料5>

[事務局説明]

令和4年度の啓発事業の取組状況について、資料のとおり報告。令和5年度については予算確定前のため、予定。

・条例のガイドブックは来年度も引き続き市内小学4年生へ配布し、授業等で活用していただく予定。

・小学生との交流イベントはここ2年コロナ禍の影響により実施できていなかったが、12月8日に上砂川小学校で開催した。(参加者103人=障害者等12人+学校75人+事業者等16人)今年度は第2回を2月9日に第七小学校で開催予定。来年度は新生小学校・松中小学校が候補となっている。

・ヘルプマーク及びヘルプカードの配布、出前講座は継続中。

・「やさしいまちの取組」としてチラシと耳マークをもって市内の事業所に合理的配慮の説明等を行っていく。この事業にあたり商工会議所に伺い助言をいただいた。現在、訪問する事業所・エリアを調整している。

・昨年度市民等啓発事業で制作した動画バリアフルライフが、大阪の摂津市の障害者週間で上映された。来月選挙管理委員会主催の明るい選挙推進大会でも研修資料として活用される予定。

[質疑・意見等]

・やさしいまちの取組について。事業所への説明にあたって、チラシを作成した。チラシの内容に関してご意見をいただきたい。

→表現の仕方に工夫が必要だと思う。強調するところを変えたり、障害種別を載せるのであればあくまでも例としてとする等。

→委託事業者と市事務局で再度調整し、次回協議会で報告する。

・小学生との交流イベントについて。感染症対策のためと理解はするが交流が少なかった。コロナが収束したら交流を活発に行えるように工夫してほしい。

[決定事項] 報告のみ、異議なし。

3. 特定相談の対応状況報告について

[事務局説明]

市内の医療機関の対応について相談が1件あった。当該医療機関より電話ではなく書面での調査依頼を求められた。回答は得られたが、内容確認中のため、今回は概要の共有に留める。

[質疑・意見等]

ポイントは、他の人への対応と差があったのか、障害を理由に不利益な差別があったのかになると考える。

[決定事項] 報告のみ、異議なし。

4. 今後のスケジュールについて<資料6>

[事務局説明]

庁内調整が済んでいないため、日程や場所については後日お知らせする。主な議題は資料の通り。

(→調整の結果、第1回令和5年5月29日(月)、第2回令和5年10月30日(月)、第3回令和6年1月22日(月)の予定となりました。)

[質疑・意見等] 特になし。

[決定事項] 確認のみ、異議なし。

5. その他連絡事項等<資料7>

[委員より情報提供]

- ・昨年行われた障害者権利条約対日審査の統括所見が外務省のホームページで公表されている。
- ・障害の医学モデルの要素の排除が勧告されており、社会モデル、人権モデルの立場をとっている。
- ・障害に絞った合理的配慮ではなく、複合的かつ交差的な差別形態についても法規制をするよう勧告されている。市の条例は、外国の方、日本語をうまく話せない方、高齢者など障害にかかわらず地域で上手に生活ができない方のための条例で、国連の勧告にも合致している部分があるので、さらに立川市の条例を周知、発展させる必要がある。

[事務局より情報提供]

- ・障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業給付金について。

原油価格及び光熱水費等を含む物価の高騰により負担が増加している障害福祉サービス事業所を市内に有する事業者に対し、事業継続を支援するため給付金を支給している。申請期間は令和5年2月28日（火）まで。

- ・一時避難所における災害用バンダナの配備について

第一次避難所（小中学校）に災害用バンダナを10枚ずつ配備すると防災課より説明があった。対角線上におると片面が「お手伝いできます」、逆面が「お手伝いしてください」と見えるように印字されている。

[質疑・意見等]

- ・災害用バンダナはどのように活用するのか。

→身に着けるか、避難所内で自身の区画の見えるところに出して意思表示してもらうことを考えている。

- ・<資料>障害者への合理的配慮等に関する事例集はどこで配布されているか。

→立川市では、東京都から100冊納品があり、各会議体で配布している。この冊子も含め障害者差別解消に関する普及啓発のパンフレットなどが東京都のホームページに掲載されている。

- ・障害者週間など市が関わっている啓発事業については、「条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組」として、まとめてほしい。

次回のまちづくり協議会は、令和5年5月29日予定。

閉会